

愛顔つなぐえひめ国体伊予市消防防災・警備業務実施要項

(平成28年3月25日 第2回交通警備専門委員会決定)

1 目的

この要項は、愛顔つなぐえひめ国体伊予市消防防災・警備基本計画に基づき、愛顔つなぐえひめ国体（以下「大会」という。）における消防防災・警備業務について必要な事項を定める。

2 実施方針

愛顔つなぐえひめ国体伊予市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、関係機関・団体等の協力を得て、消防防災及び警備体制に万全を期し、大会の円滑な運営を図るものとする。

3 実施区域

消防防災及び警備業務の実施区域は、競技会場、練習会場及び駐車場（以下「大会関連施設」という。）とする。

4 実施期間

- (1) 消防防災業務の実施期間は、準備期間を含む大会期間中とする。
- (2) 警備業務の実施期間は、原則として競技日前日から競技終了日までとする。

5 業務内容

(1) 消防防災業務

ア 消防防災体制

実行委員会は、必要に応じて大会関連施設に現地消防警備本部並びに実施本部に消防防災業務を総括する消防警備本部を設置する。

イ 業務内容

- (ア) 火災等の予防、警戒に関すること。
- (イ) 救急救助に関すること。
- (ウ) 災害発生時における避難通路及び避難誘導に関すること。
- (エ) その他、実行委員会が必要と認める消防防災業務に関すること。

ウ 通信連絡体制

実行委員会は、消防防災業務を円滑に行うため、通信連絡体制を整える。

(2) 警備業務

ア 警備体制

実行委員会は、大会関連施設に係員を配置し、警備体制を整える。

イ 業務内容

- (ア) 犯罪の予防に関すること。
- (イ) 雑踏事故、その他の事件、事故の防止に関すること。
- (ウ) 大会参加者の誘導及び混雑の防止に関すること。
- (エ) その他、実行委員会が必要と認める警備業務に関すること。

6 広域配宿に係る消防防災・警備業務

実行委員会は、広域配宿に係る消防防災・警備業務については、必要に応じて宿泊地の関係機関等と連携するものとする。

7 大規模災害等に係る対策

大会期間中において、伊予市災害対策本部が設置される大規模災害等が発生した場合は、伊予市地域防災計画に基づき対応するものとする。

8 行幸啓の消防防災・警備業務

実行委員会は、行幸啓に係る消防防災・警備業務については、関係機関等と協議のうえ、別に定めるものとする。

9 その他

この要項に定めるもののほか、消防防災・警備業務に関して必要な事項は、関係機関・団体等と協議のうえ、別に定める。また、競技別リハーサル大会及び炬火イベント等については、関係機関・団体等と協議のうえ、必要に応じてこの要項を準用するものとする。

附 則

この要項は、平成28年3月25日から施行する。